

会議録（2019年度第3回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 2019年10月30日（水） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 愛知県庁本庁舎 第7会議室
- 3 出席者  
（委員） 阿部委員、大橋委員、小川委員、加藤委員、平松委員、  
前田委員、山崎委員  
（県建設局） 建設局技監、砂防課長、道路維持課主幹、道路建設課主幹、  
建設企画課主幹 他  
（県農林基盤局） 農地整備課長、農林総務課 他
- 4 会議次第
  - （1）開会
  - （2）議事
    - ① 2019年度 愛知県事業評価監視委員会の予定変更について
    - ② 第4回委員会 審議対象事業の抽出について
    - ③ 第2回委員会 会議録の確認について
    - ④ 第2回委員会 修正評価調書の確認について
    - ⑤ 対象事業の審議について
      - 【再評価】交通安全対策事業 1事業、農業農村整備事業 3事業
      - 【事後評価】交通安全対策事業 1事業、砂防等事業 1事業、  
農業農村整備事業 1事業
  - （3）閉会

## 1 2019年度 愛知県事業評価監視委員会の予定変更について

事務局から説明。

[結論] 事務局原案を了承する。

## 2 第4回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業の概要を説明した後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第4回の対象事業は、「再評価」が河川事業、交通安全対策事業、道路事業の計9件、「事後評価」が交通安全対策事業2件の合計11件である。

まず、再評価については、河川事業が5事業ともに、河道拡幅、河床掘削等の河川改修を行う事業であり、交通安全対策事業が3事業ともに、自転車歩行者道設置や交差点改良を行う事業である。よって、事業種別のバランスを考慮して、河川事業、交通安全対策事業、道路事業からそれぞれ抽出することを基本とする。

このうち、河川事業5事業については、進捗率が低く変化も小さい2番の「音羽川水系」と4番の「高浜川水系」を抽出する。また、前回審議と比較して、進捗率の変化がほとんど見られず、事業費も増大している5番の「矢崎川水系」も抽出する。

交通安全対策事業3事業については、前回審議と比較して、進捗率の変化が小さく、事業費も増大している7番の「岡崎碧南線」を抽出する。また、前回審議と比較して、事業費が大幅に増大している8番の「斉藤羽黒線」も抽出する。

事業種別のバランスを考慮して、道路事業からも9番の「岐阜稲沢線」を抽出する。

次に、事後評価については、交通安全対策事業2事業のうち、当初と比較して、事業費が増大し、事業期間も延伸している2番の「国道247号」を抽出する。

以上、再評価から2番・4番・5番・7番・8番・9番の6件、事後評価から2番の1件の合計7件を提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

## 3 第2回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

#### 4 第2回委員会 修正評価調書の確認について

##### ①河川事業：二級河川境川水系

事務局から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

##### ②道路事業：一般国道247号（衣浦大橋上り線）

道路建設課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

##### ③農業農村整備事業（畑地帯総合土地改良事業）：三好下地区

農地整備課から、修正箇所を説明。

[委員] 事業実施による環境の変化について、「事業実施前は～農地としての保全が図られた。また、～生活環境の向上が図られた。」と「図られた」が続くため記述を変えたほうが良い。

[県] 修正する。

[結論] 修正することを条件に、修正評価調書を了承する。

##### ④農業農村整備事業（たん水防除事業）：五八二期地区

農地整備課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価調書について了承する。

##### ⑤農業農村整備事業（農地環境整備事業）：名倉東地区

農地整備課から、修正箇所を説明。

[委員] 事業実施による環境の変化の修正案について、文末を「影響を最小限に留めている。」ではなく「影響を最小限に留めたと判断している。」等に変えたほうが良い。

[県] 修正する。

[結論] 修正することを条件に、修正評価調書を了承する。

## 5 対象事業の審議について

### 【再評価】

#### (1) 交通安全対策事業

##### ①交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）：一般県道和合豊田線の審議

道路維持課から説明。

[委員] 二つの工区を一体で評価しているが、それぞれの工区毎に評価すべきではないか。

[県] 2工区は歩行者の安全が目的であるが、1工区はこれに加えて渋滞対策が含まれている。しかしながら、いずれの工区も歩行者の安全性の確保の観点は共通しているため、このような評価とした。今後は、今回のご指摘を踏まえ、事業の伸展に応じて、分かりやすい評価方法とすることを検討する。

[委員] いずれの事業も必要性は理解するが、近傍であるものの内容が異なる場合はそれぞれ評価すると良い。

[委員] 旅行速度の調査はどの地点で行っているか。

[県] 1工区の西側である。

[委員] 1工区と2工区の間でも旅行速度の調査をした方が良い。

[委員] 用地交渉が難航し長期化しているとあるが、事業費は増大していない。難航した要因は金額の問題ではないのか。

[県] 金額を提示できていない状況である。今後提示ができれば、その後事業費が変わる可能性はある。

[委員] 現段階で事業費が増大する可能性があるのであれば、今回の評価で、事業費の増大を見込んだ方が良いのではないか。

[県] 現時点でどの程度事業費が増大するのか明らかでない。しかしながら、大まかな金額は確認できているため、現事業費から大きくは変化することはないと考えている。

[委員] 仮に事業費が増大した場合、それでも本事業が必要であると言える根拠はあるか。

[県] 現状、事業箇所ではトラック等の脇を人が歩いている状況であり、子どもたちも当該箇所を通過して通学している。そのような状況をみると、やはり行わなければいけない事業であると考えている。本事業は交通安全対策事業であり、人命を守る事業である。

[委員] 交通安全対策事業は、元々B/Cで判断していないことから、事業費が軽微に変わっても実施する必要があるものとして理解した。

[委員] 渋滞対策プログラムから外れたとあるが、近辺で渋滞対策プログラムに入っているところはあるか。

[県] 国道153号の交差点が近隣にあり、当該交差点が主要渋滞箇所になっている。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

## **(2) 農業農村整備事業**

### **①農業農村整備事業（たん水防除事業）：新十三沖永地区の審議**

農地整備課から説明。

[委員] 進捗率について、当初計画の半分しか執行しておらず、全体事業費は増額しているため、事業が順調に進捗しているように見えないが問題ないか。

[県] 越津排水機場の設計期間等を延長したため、当初計画から進捗率は下がっているが、今後、十三沖永排水機場と葉苧東排水機場に着手し、進捗率が上がるため、問題はないと考えている。

[委員] 判定はAで問題ないか。

[県] 今後は計画どおり進捗するため、Aで問題ないと考えている。

[委員] 判定理由にその旨記載されているということか。

[県] そうである。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

## ②農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）：飛島北部地区の審議

農地整備課から説明。

[委員] 事業目的に湛水被害を防ぐとあるが、地盤沈下対策事業は地盤沈下を進行させないための事業ではないのか。更新事業もあるのか。

[県] 地盤沈下対策事業は、地盤沈下が原因となり機能低下した農業水利施設の機能を回復する事業である。地盤沈下が発生した地域で行うことができ、過去に地盤沈下対策事業を実施した地区では、老朽化や社会的要因による劣化が生じた施設の更新事業も実施している。

[委員] 地盤沈下対策という事業名と事業の内容が合っていないと思えるが。

[県] 事業名は国の事業制度によるため、ご理解頂きたい。

[委員] 本地区内一帯は、標高がマイナスか。

[県] そのとおりであり、低いところではマイナス1～2m程度である。

[委員] 水路築造からの経過年数が34～41年程度で更新というのは年数として短いように思えるが、一般的な期間なのか。

[県] 文献に従って耐用年数を40年と設定しており、腐食の速度は想定どおりである。

[委員] 今回改修する施設も耐用年数は40年ということか。

[県] そのとおりである。

[委員] 海に面した地域であるが、海水の影響で腐食が早まることはないのか。

[県] 本排水路の排水はポンプによる強制排水のため海水の逆流はなく、設定した40年と概ね同じ年数で更新時期を迎えたと考えられる。今回の更新分の耐用年数も同様に40年である。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

### ③農業農村整備事業（広域営農団地農道整備事業）：尾張西南部地区の審議 農地整備課から説明。

[委員] 費用対効果分析について、営農に係る走行経費節減効果、維持管理費節減効果、一般交通等経費節減効果とはそれぞれどのような効果か。

[県] 営農に係る走行経費節減効果とは、農業交通にかかる効果で、広域農道を走行した場合、国道・県道を走行した場合より、走行距離の短縮、走行速度の向上に伴い、農産物の輸送時間が短縮され、人件費や燃料費等の経費が節減される効果である。

一般交通等経費節減効果とは、広域農道に流入する一般車の走行時間が短縮され、人件費や燃料費等が節減される効果である。

維持管理費節減効果は、広域農道の造成により、新たに維持管理費が発生するためマイナスの効果を計上している。

[委員] 営農に係る走行経費節減効果の金額は、どのように算出しているのか。

[県] 評価期間は69年間、計画交通量は2806台で、うち農業用1877台、一般929台である。平均輸送短縮時間を9.5分とは、農業出荷場から市場へ輸送する際に、広域農道を走行する場合と既存の国道・県道を走行する場合の輸送短縮時間で、この分の人件費や燃料費等が節減される。2806台分が全

体の効果となる。

[委員] 周辺の道路混雑を緩和する効果は見込まれているのか。

[県] 見込んでいない。

[委員] 一般交通の台数はどのように設定しているのか。

[県] 事業実施前に、広域農道の計画路線と国道・県道が交差する箇所では交通量調査を実施し、何台かのドライバーに行先をヒアリングし、広域農道に流入する台数を推定している。

[委員] 一般交通等経費節減効果が増加したのはなぜか。

[県] 一般交通等経費節減効果の算定にあたり、前回評価時には、当時未供用区間の効果は事業完了後に発現することとして算定していたが、前回評価時から今回評価時までには供用開始した区間があり、供用開始時点から効果が発現したものととして算定しているため、効果額が増加している。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

## 【事後評価】

### （１）交通安全対策事業

#### ①交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）：一般県道東新町停車場線の審議

道路維持課から説明。

[委員] 事業の完成により、当事業区間南側の整備済みの市道とともに自転車歩行者道が連続するとあるが、市と県はどのように調整を行ったのか。

[県] この道路は都市計画道路であり、南側が市道、北側が県道となっている。今回の整備では、南側を市が整備し、その後、県が北側の整備を行った。その結果、都市計画道路がつながることになった。

[委員] 異なる事業主体が連携して効果を発揮させることは有効である。また、同種事業に反映すべき事項として、学校や市を始めとする関係者と対策を検討し、意見を反映させた設計を行い事業を進めるとの記載があり、良い

ことである。

[委員] 一般的な事業としても、このように市町村などと調整して、同調して進めることができるのか。

[県] 道路はつながっているのですが、当然ながら調整して進めることとなる。しかしながら、沿線等の状況によっては同調して進めることが容易でない場合もある。

[委員] 自転車歩行者道が連続したとあるが、駅まではつながらないのか。

[県] 駅までは整備済みである。

[委員] 死傷事故率の図があり、事故率が0になったと記載があるが、元々の事故件数が極めて少ないので、事故率が減少したと記載すると針小棒大な表現となってしまう。事故率ではなく、事故件数をそのまま記載する方が実態と合っているのではないか。なお、調書はそのような記載となっているため、そのままが良い。

[委員] 東新町駅は、新城駅と同じくらいの乗降者数があり、新城市では重要な駅である。また、新城高校は、今年度、新城有教館高校に統合されている。

[結論] 対応方針（案）について了承する。

## **(2) 砂防等事業**

### **①砂防等事業（通常砂防事業）：宮前川の審議**

砂防課から説明。

[委員] 道路が（土砂によって）一時的に通行できなくなることにより、緊急車両が通れなくなる等の広域的に影響が出るということは話せないか。

[県] 県が行う砂防事業は人命の保護が目的（今回のケースでは人家と避難所）であり、道路を守るための施設整備は実施できない。

[委員] 避難した先が被災してしまつては本末転倒であるため、このような事業を行っているということではどうか。

[県] 避難先が被災することを防ぐことも当事業の目的であるため、避難所を保全対象としている。

[委員] 事業の目的が廃校になった施設と人家2軒の保全では、事業実施の理由として弱いのではないか。

交差点の部分まで土砂が到達してしまうと、集落が孤立すると思われる。砂防事業が孤立を防ぐために重要な事業であることを示せないか。

[県] 砂防事業は人命保護が目的であるため、道路の保全をすることを目的に砂防事業を実施することはできない。

[委員] 当初の流木量から増加しているとあるが、当初から正確な流木量は把握できないのか。

[県] 流木の算定の精度については、当初の調査と事業化した後の詳細な調査で調査方法が異なるため、流木量は変動してしまうケースが多い。

[委員] 林務課が所有する情報を共有して流木の算定を進めることはできないか。

[県] 林務課が所有している森林区分図も縮尺が大きいいため、詳細な調査によって流木量は変動してしまうと考えられる。

[委員] 迂回路については当初から見込むことはできなかったのか。

[県] 当初の計画では、既設市道を迂回路とすることで地元も了承していたが、流木止め工や林道の法面对策などの追加工事により、工事車両の通行期間が延びてしまった。このことを地元で周知したところ、迂回路を設置するよう求められたため、迂回路を設置することになった。

[委員] 事業費の増額規模が大きいいため、事業費の増額の内訳を調書に記載した方がよい。

[県] 了解した。

[委員] 効果の算定要因について、事業期間中に小学校が廃校になったと記載されているが、具体的にいつ廃校になったか調書にも記載すること。

[県] 2010年に廃校になっている。調書にも記載する。

[委員] 同種事業に反映すべき事項について、流木止め工についてしか記載がないが、他の追加工事について記載しないのか。

[県] 通常の工事では、流木量の変動してもほとんどの場合は捕捉量の余裕分におさまる。流木止め工を追加で設置しなければならないケースは稀であるため記載した。他の追加工事は割とあり得るケースであるため、今回は流木止め工のみ記載している。

[委員] 今後の調書の作成にあたっては、孤立に対しても効果がある旨を記載するか検討していただき、積極的に記載していただきたい。

[県] 了解した。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。

### **(3) 農業農村整備事業**

#### **①農業農村整備事業（水質保全対策事業）：吉田1期地区の審議**

農地整備課から説明。

[委員] 暗渠化により、BODが減少した要因はなにか。

[県] ゴミの投棄防止や藻類の発生を抑制したことにより、BODが減少したと考えている。

[委員] 生活雑排水の排出先を（下水道などに）変えるということはないのか。

[県] 変えていない。

[委員] 当初計画から、暗渠化によりBODが減少すると考えていたのか。

[県] そうである。

[委員] 暗渠化するだけで、BODが改善するのか疑問だが。

[県] 下水道が少しずつ普及しているが、排水路のBODへの影響は小さいと考

えている。

[委員] 同種事業に反映すべき事項について、本事業が鉄道の地盤変位にどのように関係するのかよく分からない。

[県] 鉄道の線路下はシールド工法により暗渠を築造しており、築造時に地盤の変位が生じる恐れがあるため、鉄道への影響がどの程度あるか確認を行っている。

[委員] 本事業を実施することは、事業採択時には必要であったかもしれないが、今とってみると必要があるのか疑問もある。

[県] この事業は、公害対策の緊急避難措置として、農業を守るために創設された。事業採択時には下水道の普及も進んでおらず、その後の整備計画もなかったため、本事業は必要であった。

[委員] このような事業として、実施中のものや今後の予定はあるのか。

[県] 少なくなっている。

[委員] 事業採択当時は意義のある事業であったが、時代が変わり、社会状況が変化していることは、総括したほうが良いのではないか。

[県] 「同種事業に反映事項すべき事項」に下水道整備計画の見込みをしっかりと確認する必要がある旨を記載するようにしたいが、よろしいか。

[委員] そのように修正する方針が良い。

[委員] 暗渠の上部は何か利用されているのか。

[県] 本地区では利用されていない。

[委員] 水路に人が落ちないように暗渠化する動きが今後あるかもしれないが、環境のことを考えれば、これからはどのように川を生かしていくかを考えていくことが必要になってくるのではないか。

[結論] 評価調書（案）を修正することを条件に、対応方針（案）を了承する。